

町内や集落の所有する不動産移転登記がスムーズに

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が不動産の移転登記をする際に、登記名義人が死亡していて相続人の特定ができず、移転登記が困難な場合があります。それを解決するために法律が一部改正され、認可地縁団体の申請により、市が当該不動産の移転登記について3か月間の公告をして異議の申出がなかった場合、市が発行する証明書をもって移転登記の手続きができるようになりました。



■地縁団体とは

地方自治法では、「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、いわゆる町内や集落などのことを言います。

■認可地縁団体制度について

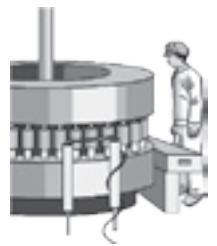
地縁団体には法人格がないため、団体名で不動産の登記などをすることができません。その解決策として、一定の要件を満たした団体を市が認可する「認可地縁団体制度」があります。認可されると、団体は法人格を取得し、団体名で不動産の登記などができるようになります。

●問い合わせ 自治振興課自治振興室 ☎53-2111(内線331)
または各支所地域振興課自治振興室

工場などの新增設、機械設備の取得を支援します

村上市と新潟県が共同で策定した「村上市地域産業活性化基本計画」が、国の同意を受けました。これにより、下記の対象業種の事業者は、一定要件の下で支援措置を受けることができますので、ぜひご利用ください。

- 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）
- 申請方法 「企業立地計画」または「事業高度化計画」を作成して新潟県知事に申請
- 要件 家屋、構築物、事業用地の取得価格の合計が2億円超（ただし、製造業および卸売業のうち「農林漁業と関連の高い業種」は5千万円超）の投資規模
- 支援措置 ①不動産取得税の免除
②日本政策金融公庫による低金利融資制度
- 対象業種 村上市の集積業種（日本標準産業分類上の業種名で記載）



■高度ものづくり産業 18プラスチック製品製造業 23非鉄金属製造業 24金属製品製造業 25はん用機械器具製造業 26生産用機械器具製造業 27業務用機械器具製造業 28電子部品・デバイス・電子回路製造業 29電気機械器具製造業 30情報通信機械器具製造業

■地域資源活用産業 09食料品製造業 10飲料・たばこ・飼料製造業（105たばこ製造業、106飼料・有機質肥料製造業を除く） 11繊維工業 12木材・木製品製造業（家具を除く） 13家具・装備品製造業 14パルプ・紙・紙加工製造業 15印刷業 16化学工業（1624塩製造業に限る） 21窯業・土石製品製造業 32その他の製造業 44道路貨物運送業 47倉庫業 48運輸に附帯するサービス業 52飲食料品卸売業 53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（5311木材・竹材卸売業に限る） 58飲食料品小売業 75宿泊業 78洗濯・理容・美容・浴場業（7813リネンサプライ業、7891洗張、染物業に限る）

●問い合わせ 商工観光課商工振興室 ☎53-2111(内線354)
新潟県 産業労働観光部 産業立地課 ☎025-280-5247